

千葉県柏児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
----	-------

①第三者評価機関名

一般社団法人Riccolab.

②施設名等

名称：千葉県柏児童相談所

施設長氏名：小熊 良

③評価日程

利用者調査：2024年10月中旬～11月下旬

自己評価：2024年10月中旬～11月上旬

訪問調査：2024年12月24日

④総評

【良い点】

○「事業所独自の進捗管理をしながら、指導ケースの安全確認等を定期的に行っている」

本所と支所の2か所で相談業務に携わる中でこどもの安全、安心を担保するために、家庭の様子に変化はないか、援助方針の進捗度が順調か等を組織全体で把握し進めている。一時保護や施設から家庭復帰（家族再統合）を果たしたこども及び、在宅指導（児童福祉司指導・継続指導による）のケース情報を一括管理し、定期的にこどもの安全確認作業を行っている。予定表では「次の家庭訪問日は何時か？」等を項目ごとにカラー分けしており、一目で把握できるようにしている他、進行管理は調査課長、グループリーダーが中心となっており、指導ケースの安全確認等を定期的に行っている。

【良い点】

○「家庭養育推進チームを立ち上げて、家族再統合を含めた家庭養育支援に力を入れて取り組んでいる」

親子の再構築に向けては、措置中のこどもに対して、援助指針を策定し支援している一方で、措置後において親子関係の再構築がなかなか進まない事例もあり、指針通りに進捗が図れず、どのように進展させていくかが課題となっていた。そこで、今年度より家庭養育推進チーム（支援担当主席、支援課長、相談支援課長、児童福祉司、相談員）を配置し、チームメンバーの他に各課長・グループリーダー・担当児童福祉司・児童心理司等をメンバーとして、月2回の頻度でケースヒアリングをする体制を作り、家族再統合を含めた家庭養育支援に力を入れて取り組んでいる。

【更なる改善点】

●「職員一人ひとりが安心して働き続けることができるように、風通しのよい職場風土が醸成されてきている一方で、労働環境の整備を計画的に進めていくことが望まれる」

全体の職員数が増加する中で、児童相談所の安定した運営やニーズへの適切な対応を目指し、職員相互に情報共有して協力し合ったり、率直に意見交換できる風通しのよい職場風土が醸成されてきている。一方で、各職員が快適な職場環境の下で安心して働き続けることができるように、計画的な整備を進めていくことが望まれる。

【更なる改善点】

●「さらに里親家庭が増えるための広報啓発活動等に、児童相談所が協働しての取り組みに期待したい」

家庭養護を推進するために、フォスティング機関や児童家庭支援センター・児童養護施設の里親支援専門相談員と連携して取り組んでいる。児童相談所は、里親支援担当児童福祉司と里親支援対応専門員を配置しているが、里親支援担当児童福祉司が毎年変わるために、支援の継続性が課題となっている。里親制度の理解促進、登録里親数増の取り組み、専門性向上に向けた研修等は、主にフォスティング機関が担っているが、さらに里親家庭が増えるための広報啓発活動等に、児童相談所が協働しての取り組みに期待したい。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

s：他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態

a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b：「a」に向けた取組みの余地がある状態

c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）**共通評価基準（64項目）****評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先**

	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】	
こどもとの関わり方を学ぶ機会として県主催の研修や課内研修等があり、全職員の理解が深まるように努めている他、直接対応する場面が多い各課においてOJT等を通して面接技術やこどもと向き合う態度の向上等に努めている。こどもへの説明方法は、口頭だけでなく絵やイラストで示す等、わかりやすいものとなるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】	
子どもの権利ノートを用いて説明し、自らの権利について理解が進むように努めている他、毎年、夏期に施設を訪問してこどもの権利ノートを持っているかについて確認するとともに、ハガキの使用方法等も含めて改めて説明している。また、心理的なケアが必要なこどもに対しては、精神科の医学診断を実施し精神科受診につなげたり、担当の児童心理司による関わり等を進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8] 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9] 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10] 援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11] 子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12] 児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】	
適切な場面にこどもの意向や意見を聴くように努めている中で、方針等の変更が生じる場面では、意見聴取等措置をとおして、これまで以上に意識的に意向を把握するとともに、記録に残して会議で情報共有する等、一連のしくみを整えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得よう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	△
【コメント】	
こども一人ひとりの支援ニーズに基づき、進捗管理しながら、適宜、面接を通してこどもの意向を把握し、会議やカンファレンスで繰り返し検討を行い、こどもの意見や意向を尊重した対応に取り組んでいる。なお、こどもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合、本人が児童福祉審議会の意見聴取を行うこと等、制度のしくみについて改めて確認・整備していくことが期待される。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	△
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】	
児童相談所の機能が十分発揮できるための組織体制が確立されている一方で、計画的に職員を配置することが難しく、育児休業等の代替職員や臨時的任用職員の確保ができない状況が常態化していることが課題となっている。また、医療の領域について、嘱託の児童精神科医の配置がされている一方で、緊急時に連携が難しい等、医療連携先の確保についても懸案事項となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】	
新規職員も含めて、年度当初に一連の業務内容や手順について確認・周知して理解が深まるように取り組んでいる。また、メンター制度等を通して業務内容等でわからないことがあった際に相談しやすい体制を用意している他、ケース対応の際は必ず2名以上で行うことで属人的な判断とならないように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	△
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	△
【コメント】 職員相互に協力・連携したり、率直に意見交換できる風通しのよい職場風土や、急な病気等で休むことができたり、定時に帰宅できることに満足する職員もいる一方、所属する部署や人員不足等の影響で業務負担が大きくなっている状況もみられている。なお、職員用の更衣室や個人ロッカー、休憩室が用意されていないことは改善が急務である。	

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	b
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	△
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	△
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】 県による定期的な監査が行われている。また、業務改善に向けて、IT化の促進により迅速な情報共有ができる環境が整備されている一方で、会議の進め方について、さらなる効率化を図る必要性を認識している。例えば、援助方針会議の進め方について、工夫していくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	b
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	△
【コメント】 研修の企画・実施や人事制度上の個別面談による目標設定および達成状況の確認等、一連のしくみを整えている。	

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	b
[No. 35] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	△
【コメント】 児童相談所が把握する情報の管理は、それぞれの職員室から外部へ持ち出されることがないように鍵のかかる書庫や部屋を用意して保管したり、職員が不在となる時間帯は職員室を施錠して入室できない状態としているが、適切な管理に向けて改善すべきとの課題意識を持っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	a
[No. 37] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 38] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 39] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 40] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】 受理したケースについては児童記録表の作成・管理方法を明確に定めて情報を蓄積し、必要な期間保管している。多くの情報はそれぞれ職員がパソコン入力する形で作成し、適宜、プリントアウトして児童記録綴りにファイリングしている。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】 相談課が中心となり受付を行ったうえで、必要な人員体制を整えて対応している。また、障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付については、手話や筆談、さらには翻訳機等を活用して行っている。なお、来年度以降、司法審査が導入された場合に現状の方法で十分対応できるかを検証し、計画的な整備が必要と認識している。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】 相談や通告の受付を担当した職員だけでなく、他の職員等と連携しつつ、チームとして対応することを前提に対応している。対応結果を相談受付票や虐待受付票、インテークの面接記録等、所定の様式に基づき記録に残し、関係する職員間で情報を確認しながら進めている。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】 検討すべきケースはすべて受理会議や緊急受理会議を開催して検討・判断している。虐待案件については安全確認の方法や期限、緊急度アセスメント、調査方法等、一連のしくみが確立された中で進め、それぞれ記録の保存や決裁を行う等、組織的に管理している。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】 受理したケースについて、所内の各課や担当者等、それぞれ役割を明確にして必要な確認や手続き、進捗管理等を行いながら、適切な対応となるように取り組んでいる。	

○子どもの安全確認・安全確保	第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】 48時間以内の安全確認を意識し、こどもの生命を最優先した安全確認・安全確保に努めている。休日についても対応できる体制を整えている。また、今年度から県の委託事業として児童安全確認民間協力員を導入しており、安全確認・安全確保がこれまで以上に迅速、かつ、確実に行うことができるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】 緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシート等、一時保護の要否について判断する際に基準となるツールを活用して状況を判断し、適切かつ迅速な対応となるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】 安全確認の具体的な項目毎に、担当者がチェックを入れる等、一連のしくみに基づいて進捗管理しながら、安全確認・安全確保に関する調査等の記録を確実に残すことができるように整えている。	

○調査・アセスメント	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】 すべてのケースについてジェノグラムを作成する等、調査する事柄を明確に定めて状況把握に努めている。なお、成育歴等、どのような目的で把握するか認識が職員間で相違が見られることを課題と認識している。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】 社会診断、心理診断、行動観察の結果を援助方針会議で報告し、出席する各職員それぞれの立場から資料を確認し、適切なアセスメントとなるように取り組んでいる。資料の作成はグループリーダーと担当が相談しながら作成する等、複数の職員で取り組んでいる。なお、市区町村との情報共有は主に口頭で行われている。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】 特定妊婦に対するアセスメントは市区町で行う等、役割分担を明確にして進めている。また、居所不明の子どもについての調査等は、適宜、市区町村と協議を行いながら進めている。	

○援助方針の策定	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
援助方針会議は、週1回、本所と支所でそれぞれ開催しており、それぞれの会議室をオンラインでつなぎ、一時保護児童の状況も含めて児童相談所全体で情報を共有している。なお、市の職員や弁護士等、職員以外の者が援助方針会議へ出席することはない一方、援助方針会議の前後にそれぞれ必要な協議や情報交換を行うことで、適切な判断ができるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 75] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
援助方針会議では、相談時の受理会議に基づいて、児童福祉司の調査結果、心理診断結果、一時保護中の子どもであれば行動観察の結果をそれぞれ報告されてから、意見交換を経て援助方針が決定される。社会調査結果の家族3世代ジェノグラムがモニターに映し出され、保護者の意向や、家族の強み、弱み、残された課題などがリスクアセスメントシートを活用して討議され、子どもの最善の利益にかなう援助方針を検討している。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針会議において方針検討議題となるケースは、所定の様式で作成されるため、検討に必要な視点はすべて記載されている。援助方針には、解決しなければならない短期的課題、中長期的課題とその解決方法が具体的に記載されている。また、問題解決に向けた児童相談所の役割、関係機関が有している援助力も考慮した上で、市に依頼する役割を織り込んだ援助方針が決定される。さらに、ケースの重症度に応じた再アセスメントの時期も確認されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
市区町村と児童相談所と連携しながら、児童相談所運営指針に定められた「情報提供、援助依頼、送致、協力要請」の手法により、支援方針を両者で十分にやり取りすることで、支援内容にずれが生じたり、相談者との間でトラブルになることはほとんどない。一時保護を解除するケースや、送致ケースについては要保護児童対策地域協議会の個別支援会議を開催し、市区町村への説明と意見交換を経たうえで実施されている。	

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 91] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	△
[No. 93] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】	
一時保護後の家庭生活の見守りや、継続した相談援助を児童福祉司と児童心理司が定期面接や定期家庭訪問で支援している。特に、一時保護した子どもについては、引き取りの際に援助指針を作成して、実施に移している。指針作成では訪問等に支援方法の記載があるが、頻度の設定がないケースが散見され改善の余地がある。	

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	△
【コメント】 進捗管理により、課長・グループリーダーがイニシアチヴを取って指導ケースの安全確認を定期的に行っている。また、援助方針会議録には重症度に応じて次回報告日を、AA（2週以内）、A（1か月以内）、B（3か月以内）、C（3～6か月以内）の4ランクに設定している。職員構成は1～3年の経験が浅い職員が多い中、課長と2名のグループリーダーが20名強の児童福祉司の携わっているケースの情報を把握して、話し合いを常に持ちスーパーバイズを行うことに努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 96]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】 定期的に関行される要保護児童対策地域協議会で、指導や措置中のこどもを含めた支援対象児童について、情報の共有と意見交換を行っている。一時保護を解除して在宅指導に切り替えるときには、個別ケース検討会議を開催して、児童情報、一時保護中の生活の様子、保護者の情報を経過記録や、緊急度アセスメントシート、リスクアセスメントシート、ケース進行管理票等をもとにして情報の共有に努めている。また、市に送致するケースについても同様の手続きを踏んでいる。	

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】 児童相談所間の移管ルール（全国児童相談所所長会「転居及び一時保護帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」）に基づいて、こどもの支援が途切れないように管轄児童相談所との移管や情報提供の判断を行っている。ルールでは管轄、転居、移管、情報提供、援助依頼等について用語の定義を定めて、自治体間の対応が統一されるようにしている。所にあつては、こどもの福祉を最優先して援助方針会議で決定している。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 99] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
ケース移管は援助方針会議で、児童福祉司指導、継続指導、または情報提供が妥当かの討議を経て決定される。移管先で行って欲しい当面（約1ヵ月程度）の援助方針も協議して引継ぎ文書にまとめている。決定後に移管先に第一報を伝え、移管文書を送付している。移管先の児童相談所が指導開始を決定するまでは、今までの指導を継続して切れ目のない連続した支援を行っている。重症度に応じては、移管先に出向いて対面での引継ぎを行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105] 移管手続き完了後1ヵ月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	△
[No. 106] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】	
移管元からの情報提供または移管の打診があった場合は、必要な情報が確認でき次第、速やかに受理会議を行い移管元と調整に入るようにしている。移管後は、基本的に移管元のアセスメントや援助方針を引き継いで援助にあたっているが、1ヵ月後の再アセスメントは必要に応じて見直す程度にとどまっている。移管調整の進捗により、丁寧な引継ぎを行うなどで協議に1ヵ月以上かかることもある。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	○
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】	
こどもの意向、児童福祉司の社会調査結果、心理判定結果、一時保護の行動観察の結果を総合的に判断して、こどもの最善の利益のために社会的養護が選択された場合、措置先は、里親委託、ファミリーホーム等の家庭養護を優先に検討している。また、里親委託の場合は、里親出席のもとで委託前に個別支援会議を実施し、委託後も地域の関係機関からの支援を受けやすいように支援している。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
里親委託、施設入所にあたっては、こどもや家族の課題を援助指針（援助方針）としてまとめ、短期的・中期的な課題解決の方法を担当者が事前に説明して援助方針の共有を図っている。里親委託時には委託先関係機関（行政機関、保育園、学校、家庭支援センター等）に呼びかけて、「里親応援ミーティング」を実施して里親と委託児童を支援している。自立支援計画は里親や施設を訪問して、お互いの意見と要望を照らし合わせて計画作成されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】	
里親委託では、委託候補児童が慣れるまで複数回の面接から始めて、委託候補家庭見学、外泊と丁寧なマッチングを経てから委託を開始している。施設入所ではインテークや施設見学を行い、受け入れ先の職員との関係づくりに努めてから決定している。何れの場合もこどもの意向や様子を担当職員が確認して進めている。委託した里親のニーズにより、養育で困った事や悩みを保護所職員が助言することもある。	

○社会的養護時における援助	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	b
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	△
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	△
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
児童福祉司は自立支援計画通りに援助が進んでいるか、こどもに大きな変化が起こっていないか、施設訪問、里親訪問を実施して把握している。こどもの措置先の状況、支援機関からの情報を把握する中で、必要に応じて訪問や対応頻度を増やしたり、所内で対応を協議した上で新たな支援を行っている。措置開始時は十分に措置先との協議を行うが、児童相談所の職員不足を背景に、経過が長くなると里親や施設の支援を十分に担えないこともある。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
こどもの状況や家庭環境の変化に合わせて、個別に援助指針の見直しを行っている。見直しを効果的に進めるために、見直し前にカンファレンスを実施し、どのような視点で再アセスメントを行うか検討している。また、措置児の進行管理ミーティングを実施し、家庭引き取りの可能性や家庭養護への移行などについて検討を行っている。見直しにあたっては、こどもや保護者の意向を確認して援助指針に記載している。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	b
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
【コメント】	
施設が作成した自立支援計画を訪問時に確認して、最新の家庭状況等を踏まえて指導・助言を行っている。また、こどもの支援計画も、こどもから聞き取った施設生活や学校適応、家庭への思いなどを踏まえて、施設職員と協働で見直しを行っている。里親の自立支援計画見直しは、委託児童数が多く、夏休みのタイミングで里親宅訪問と再アセスメントに努めているが、十分に対応しきれていない状況がある。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
ケースワークを丁寧に進めて、面会・通信制限を行う事態まで行かないように努めている。その時々で、「今、なぜ面会や通信をこどもと行えないか？」その理由を説明して同意を得るようにしている。制限をかけた後も、嘱託弁護士の協力を得ながら、継続する妥当性を定期的に確認し、こどもの意向確認も聴取して実施している。なお、接近禁止命令の発出は近年実績がない。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
こどもが尊重される権利擁護に関しては、一時保護の開始時や、施設や里親委託前に「子どもの権利ノート」を利用して理解度に応じた説明を行い、常に意見表明が出来るように整えている。こどもから出された意見は、児童福祉司や児童心理司が直接面接で詳細を聞き取り対応をしている。こどもの状況によっては、一時保護や措置変更も検討される。被措置児童虐待が疑われる場合は、児童相談所から県児童家庭課に報告して、児童家庭課が基本的に対応をすることとしている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
里親委託、施設措置中のこどもが一時帰宅を実施する場合は、こども、保護者、施設等の意向を踏まえて、児童相談所が総合的に判断して進められる。こどもの自立支援計画に基づいて、一時帰宅の目的と実施方法を入念に打ち合わせ、帰宅中の様子は必要があれば家庭訪問して確認するなどしている。また、帰宅先が他自治体の場合は、必要に応じて児童相談所間で「調査依頼」をお願いして安全確認を丁寧に行って進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	△
[No. 132] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
措置や指導などの終結に向けた作業は、措置中から段階を追って準備が進められる。家族再統合は、こどもと保護者、措置先の意向確認と意見を聞き取った上で、相互の合意の下で児童相談所が援助方針会議で決めている。援助方針会議では、家庭復帰後の援助課題や支援機関の関わりなども検討される。終結前に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を通じて家庭復帰に向けた情報を共有している。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】 措置の解除は、リスク要因の低下、こどもの強みの拡充、保護者の養育力の改善等を再アセスメントして進められる。解除を見据えて里親や施設等とともに、どのような支援が必要かを検討して、地域と個別ケース検討会議を適宜行うなどして、解除後の役割分担を確認している。役割分担については、「誰が、何を、どのように支援していくか」を明確に決めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 139] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】 措置時点から、リスクアセスメントシート、家族関係支援のアセスメントシートを活用して、解決したリスク、残されたリスクを定期的にアセスメントして家庭復帰の可能性を追求している。それを踏まえて、関係機関や支援者が行う具体的支援内容を盛り込んだ指針を作成している。指針には、見直しのポイントも具体的に示して会議で確認している。	

○児童自立生活援助等	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 140] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】 こどもが成人年齢を迎えても、より安定した自立を目指すことができる環境の整備を図るため、里親委託措置延長や児童養護施設の措置延長を必要に応じて実施している。また、児童自立生活援助事業等の活用なども、こどもの必要に応じて制度の情報を提供して、引き続きの援助を児童相談所が中心となって支援している。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要に応じて支援等を行っているか	a
[No. 143]子どもが18歳以上となっても、必要に応じて支援等を行っている	○
【コメント】 施設入所中の18 歳以上の成年は、自立へ向けての課題を検討し、本人の意向を十分に尊重しつつ施設の意見を聞いて、措置延長につなげている。また、児童自立生活援助事業等の活用なども、必要に応じて制度の情報を提供して、生活支援を行っている。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 家庭養護を推進するため、里親支援担当児童福祉司と里親対応専門員を設置しているが、里親対応専門員は欠員、里親支援担当児童福祉司は毎年変わるため、支援の継続性が課題といえる。里親制度の理解促進、登録里親数増の取り組み、専門性向上に向けた研修等は、フォスティング機関が担っている。フォスティング機関と里親支援専門相談員とは、毎月の連絡会にて連携強化に努めている。里親登録、認定の判断、名簿管理は、県で行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】 里親希望者には、里親支援担当児童福祉司が面接を行い、里親制度及び社会的養護について理解を深めてもらい、支援者となるように説明している。里親希望者は、養育に必要な知識や施設実習等の研修を受講する。里親支援担当児童福祉司による家庭状況、環境訪問調査の結果を、県が開催する里親審議会に報告、意見具申し、判断基準に沿って認定可否をしている。認定された里親希望者は、養育に必要な知識や施設実習等の研修を受講してから、援助方針会議で検討、決定して里親委託している。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】 養子縁組を行う際には、こどもにとっての最善の利益を最優先に、里親の事情でなく養育環境、姿勢等で判断し、こどもの意思確認と実親の同意を得て進めている。養子縁組希望者には、説明は十分にしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 養子縁組成立後は、里親支援担当児童福祉司が半年程の期間は支援を継続している。その後は、フォostタリ ング機関や児童家庭支援センター等の支援機関へのつなぎを丁寧に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携や支援等を行っている	△
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
【コメント】 民間あっせん機関による養子縁組については、同居児童届が提出され状況確認依頼があった際に、児童相談 所が訪問調査をしている。また、その他に家庭裁判所からの調査囑託を受けて対応している。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】 保護者との面接では、面接の目的をわかりやすく伝え、こどもとの関わり方等について保護者が主体性を持って考えられるよう促している。職員が同じレベルで対応できるよう、スーパーバイズや研修等で専門性を高めるよう努めたいとしている。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】 保護者には、措置決定前に意向や意見を聴き、アセスメントや方針について、保護者に応じてわかりやすく説明するように努めている。面接で聞き取った内容は、経過記録に記載し共有化している。	

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 施設入所等の保護者の同意が必要な際には、援助方針会議の結果の理由を説明して、保護者が理解できるように努めている。なお、理由を説明しても保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合は、児童福祉審議会に申し立てをし意見聴取するしくみができている。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】 こどもが在宅で保護者に必要な支援をするケースは、保護者や所内外の関係者と話し合ったことを基に、児童福祉司指導の内容の援助指針を作成し、計画的な家庭訪問や通所指導等で支援している。見直しの時期については、こどもの状況や家族の個別性に依拠して設定している。保護者が指導や勧告に従わない場合で、こどもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある時には、一時保護等で子どもの福祉を守っている。なお、経験の浅い職員のスキルアップが必要としている。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	b
[No. 165] 親子関係の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子関係の再構築に向けた適切な支援を行っている	△
【コメント】 措置中のこどもに対して家族関係支援のアセスメントシートを活用し、援助指針を策定し支援している。援助指針策定時に見直しの時期を設定し、適宜見直しをしている。なお、措置後において親子関係の再構築がなかなか進まない事例もあり、指針通りに進捗が図れず、どのように進展させていくかが課題としている。そのため、今年度より家庭養育支援担当児童福祉司を配置し、「家庭養育推進チーム」を立ち上げて、月2回ケースヒアリングをし進行管理をする体制を作り、家庭養育支援に力を入れて取り組んでいる。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】 市との連携については、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」に沿って対応しているが、事例の個別性、各市の組織体制に応じて、柔軟に役割分担をしている。警察や司法機関とは、県で締結した協定や申し合わせ事項に沿って連携を図っている。県のマニュアルは、法律等の改正に伴い、改訂作業をしている。なお、関係機関との連携については、役割や視点の違いから共通認識が難しく、情報共有の仕方等の工夫や関係機関との各連絡会を通して、共通理解を図る取り組みが必要としている。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
5市と児童相談所で、管内児童虐待対応部署連絡協議会を開催している。管理職、中堅、新任の階層別で目標を設定し、階層に応じた内容で研修を実施し、児童相談所と市の業務を相互理解し連携が深められるよう工夫している。また、児童相談所と市の統括リーダーで定期的にミーティングを行い、時々の課題を共有し解決を図る取り組みもしている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 171] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
市からの事案送致を含め、送致受理後のこどもの一時保護までの流れを総合的に勘案し受理会議にて対応を決定し、迅速かつ適切に対応している。また、市からの日常的な相談や依頼に対しても、児童相談員が児童相談所と市の業務の役割を抑え、適切に助言をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176] 子ども家庭センターがある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
市が主体的に関わっている事例について、個別支援会議等の参加の援助依頼があった際は、担当児童福祉司、児童福祉司グループリーダーが参加し必要に応じて、児童心理司のグループリーダーも参加し専門的な視点から助言をする等で工夫し支援している。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】 要対協の実務者会議には、児童福祉司のグループリーダーと課長が参加し、専門的視点で助言している。加えて担当児童福祉司も参加することもある。実務者会議に参加していない課長は、復命書を確認し追加で助言をする等の工夫をしている。なお、助言・指導等が効果が見られるまで時間がかかっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】 5市との連絡協議会において、階層別の研修を実施している。また、児童相談所と市の地域担当リーダー同士でのミーティング、及び担当者向けの勉強会も実施している。相互理解と連携を深めるために、市職員の児童相談所援助方針会議の傍聴は実施している。今年度は児童相談所から市の援助方針会議への傍聴を実施した。	

○都道府県児童福祉審議会との連携	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	b
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会に子どもから申立てを行えることを子どもに説明している	△
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】 保護者から施設入所の同意がもらえない児童福祉法第28条を適用するケース等を中心に、児童福祉審議会に申し立てている。援助方針に関してこどもとの意見の相違がある場合には、児童福祉審議会に報告することを検討する必要がある。なお、こどもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見聴取することや審議結果について、わかりやすく説明していくことが求められる。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な情報提供や報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な情報提供や報告が行われている	○
【コメント】 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースは明確になっており、該当するケースについては、援助方針会議で十分に検討を重ね、児童福祉審議会に意見具申をしている。意見聴取の際は、事例の詳細や検討事項を簡潔に記載し、必要な情報提供や報告をしている。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】 ひきこもり等の相談については、市の要対協で要支援児童として支援し、児童相談所は要対協実務者会議で、必要に応じて助言している。なお、ひきこもり等の相談には、支援のあり方を検討していく必要がある。家庭から直接相談を受けた際には、児童相談所として、こども、家庭に対してできる援助をしている。	